

JICA
000
26
SD
LIBRARY

JICA LIBRARY



1019309[2]

国際協力事業団	
入 館 51.10.30	PE
登録No. 4293	623 A

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 5. 25	000
登録No. 07857	36
	SD

目 次

はじめに	
I 国際協力事業団の業務	3
II 社会開発協力事業の概要	3
III 社会開発に係る投融資業務	5
1. 社会開発事業の意義	5
2. 対象地域	5
3. 対象事業	5
(1) 関連施設整備事業	5
(2) 試験的事業	7
4. 投融資の相手方	8
IV 投融資の条件	9
V 申込手続	11
VI 調査及び技術指導	12
参考資料	13

はじめに

国際協力事業団（以下「事業団」と称します）は、アジア、中近東、アフリカ、中南米等の開発途上地域に対する技術協力等の業務を実施し、それら地域の経済及び社会の発展に寄与し国際協力の促進に資することを目的として、1974年8月設立された政府特殊法人であります。

従来政府ベースの技術協力を実施してきた海外技術協力事業団（OTCA）と移住事業を実施してきた海外移住事業団（JEMIS）を母体としていますが、新しい業務として投融資業務を加え、政府と民間との有機的連携、技術協力と資金協力との一体化による効果的国際協力の推進を目指しております。

この小冊子では、事業団が行う社会開発協力業務のうち、投融資業務を中心にその概要を記述していますが、くわしくは下記にご相談下さい。

社会開発計画課 03(346)5212～5215

所在地 東京都新宿区西新宿2-1 新宿三井ビル

I 事業団の業務

事業団の業務は大別して次の5つの柱から構成されています。

- (1) 開発途上地域に対する政府ベースの技術協力の業務
- (2) 青年の海外協力活動の促進に必要な業務－青年海外協力隊事業
- (3) 開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に付随して必要となる関連施設の整備に必要な資金、開発事業に先行して行う試験的事業に必要な資金の供給及び技術の提供等の業務
- (4) 中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務
- (5) 技術協力のための人材の養成及び確保

II 社会開発協力事業の概要

社会開発協力部は社会開発計画課、開発調査課及び海外センター課からなり、社会開発に関する技術協力及び開発協力の企画調査計画、基礎的調査、周辺関連施設等整備及び試験的事業等に対する貸付等の管理施設等整備事業の受託、技術協力及び開発協力の調査の実施、技術協力センター等の業務を担当しています。

新規業務である投融資関係を除く主な業務は次のとおりです。

1. 開発調査事業

開発途上国の経済発展に重要な役割をはたす産業基盤整備又は生産増強あるいは、地域総合開発等の公共的開発計画に関しその国の政府の要請に応じ、調査団を派遣し、コンサルティング協力を行うものです。概括的な現状調査とそれによる計画の方向付けから精度の高いフィージビリティサーベイ実施設計及び仕様書の作成に亘りまた調査対象国も一国のみの特定分野の開発プロジェクトからメコン河総合開発アジアハイウェイ計画、広域通信網建設計画のような多数国、多数分野にまたがる総合的、地域開発的プロジェクトに亘っています。

2. 海外技術協力センター事業

海外技術協力センターは相手国政府との間で締結した協定に基づき設置されるもので、わが国からは技術者と機械・設備を送り、相手国側が土地建物等を提供し、現地に所要の施設を設け、技術の訓練、演示、研究等を行うものです。

III 社会開発に係る投融資業務

1. 社会開発事業の意義

社会開発事業とは、開発途上地域の住民の福祉向上に役立つ社会の開発に関する業務であって、例えば、文化、交通、通信、衛生、生活環境等に係る施設の整備事業を言います。具体的には、鉄道、道路、河川、港湾、公共住宅、上下水道、通信放送、公園、学校、病院、公民館、文化センター及び職業訓練センター等で、国や地方自治体等の公的機関の実施するいわゆるインフラストラクチャーの整備事業が該当します。

また、住宅開発、宅地開発、観光開発等で、民間業者の実施する公共性の高い事業も含まれます。

2. 対象地域

アジア、中近東、アフリカ、中南米等の開発途上地域に限られます。

3. 対象事業

(1) 関連施設整備事業

わが国企業等が開発途上地域において、開発事業を行う場合、道路、

棧橋，上下水道，かんがい施設，学校，教会等のいわゆる関連施設を自ら整備する必要があることが多く，このような施設の整備は当該地域の開発にも資するところが大きいので，これらの施設の整備のために必要な資金を事業団から貸付けたり，その資金の借入れについて債務を保証しようというものです。

この場合，他の経済協力機関の資金援助との一体性を確保するという観点から開発事業に対して，日本輸出入銀行，海外経済協力基金等から投融資（円借款を含みます）を受けていることが必要です。他方，日本輸出入銀行及び海外経済協力基金との重複を避けるため関連施設整備事業に対して，これら両機関からの投融資を受けることが困難であると認められることも必要です。貸付けの対象となる施設は，開発事業に付随して必要となるものであって周辺の地域の開発に資するものでなければなりません。従って，専ら開発事業の用に供され，周辺地域の開発に資するものとは認められないものは除外されます。

具体的には

① 開発事業が円借款を受けている場合

開発事業はいわゆるインフラストラクチャー整備事業となりますから，事業団の融資対象としては幹線道路建設に伴う工事用道路や緑地帯等整備又は港湾施設，電気設備等の付帯工事的なものが考えられます。

さらに開発事業が長期に亘る場合，従業員や地域住民にも役立つ診療所，学校，教会，および職業訓練施設等が融資対象として考え

られます。

② 開発事業が輸銀、基金等の一般貸付を受けている場合

道路、橋梁、港湾施設、電気設備、上下水道、鉄道等の開発事業に直接的に付随するもの、及び学校、病院、診療所、教会寺院、公民館、集会場、公園等の開発事業に間接的に付随するものが融資対象として考えられます。

なお、参考までに関連施設整備事業の対象になると考えられる施設は次のものが例として上げられます。

学校、病院、診療所、教会、寺院、市場、公民館、集会場、役場、図書館、体育館、運動場、プール、警察官、駐在所、公園等。

道路、橋梁、港湾、施設、航路標識、電力施設、用排水施設、飛行場、飛行機、船舶、消防施設、貯蔵施設、職業訓練施設、鉄道及び駅、運河等。

(2) 試験的事業等

試験的に行われる事業で、技術の改良又は開発と一体として行わなければ、その達成が困難と考えられる事業及び技術の改良又は開発と一体として行わなければ、その経営の基礎を安定させることが困難と考えられる事業です。開発途上地域における自然的条件、社会的条件の制約のために達成されていない開発事業であって技術の改良又は開発を伴って試験的に行われる社会開発事業が該当します。具体的に

は熱帯モンスーン地域における道路の舗装に係る事業、低価格住宅開発に係る事業、及び上下用井戸の試掘に係る事業等が考えられます。

4. 投融資の相手方

事業団の投融資の相手方は本邦法人又は本邦人に限られます。

(1) 開発事業が外国政府等の実施するいわゆるインフラストラクチャー整備事業の場合

開発事業の工事施工受注者となる本邦法人又は本邦人が対象となります。

(2) 開発事業が民間業者の実施する公共性の高い事業の場合

- ① 自ら開発事業を行う本邦法人又は本邦人
- ② 開発事業を行う現地法人に出資等を行う本邦法人又は本邦人
- ③ 上記①、②に準じて適当と認められる本邦法人又は本邦人が対象となります。

IV 投融資の条件

事業団の投融資業務は、貸付け、債務保証、出資（試験的事業に限る）からなりますが、各業務の条件は次の通りです。

(1) 貸付け業務

項目	関連施設整備事業	試験的事業等
貸付けの方法	手形貸付又は証書貸付	左に同じ
貸付の限度	関連施設の整備上必要な範囲内	試験的事業等に必要範囲内
利率	原則として2%以上、特に認める場合2%以下可	原則として2.5%以上、特に認める場合2.5%以下可
償還期限	原則として20%以内、特に認める場合30%以内可	左に同じ
償還方法	分割償還	左に同じ
据置期間	原則として5%以内、特に認める場合10%以内可	左に同じ
担保	原則として銀行保証	左に同じ
損害金	延滞元利金に対して年率14.5%、天災等の場合減免可	左に同じ

(2) 保証業務

項目	関連施設整備事業	試験的事業等
保証の方法	証書による保証	左に同じ
保証の限度	関連施設の整備に必要な範囲内	試験的事業等に必要な範囲内
保証の料率	原則として年0.4%	左に同じ
保証期間	保証に係る債務の償還期限の範囲内	左に同じ
担保	原則として銀行保証	左に同じ

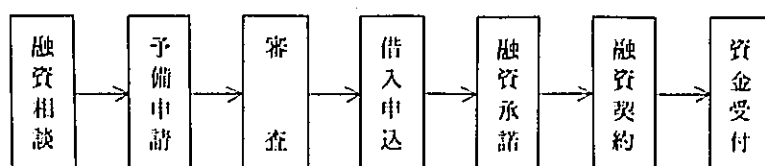
(3) 出資業務

項目	関連施設整備事業	試験的事業等
出資の限度	—	試験的事業等に必要な資金に充当される資本金の50%以内
出資の方法	—	原則として株式の引受、又は払込み

V 申 込 手 続

事業団の投融資を受けようとなさる場合、出来るだけ早い段階から事業団へご相談下さい。

(1) 融資の手続



(2) 必要書類

上記一連の手続の際、提出していただく資料は次のようなものです。

- ① 事前調査資料
- ② 事業計画に関する資料
- ③ 各種契約書
- ④ わが国企業（申込者）の概要説明資料
- ⑤ 相手側企業等の概要説明資料
- ⑥ 相手国政府及びわが国政府の許認可資料
- ⑦ 現地の投資環境等の調査資料
- ⑧ その他必要な資料

VI 調査及び技術指導

事業団は資金協力と技術協力の一体化を図るために事業団の投融資の対象となる事業に必要な調査及び技術の指導を実施します。

(1) 調査

事業団の投融資の対象となる関連施設の整備事業及び試験的事業のフィジビリティ調査を実施します。

(2) 技術指導

具体的には、開発事業の技術指導のため専門家を派遣したり、現地側の技術者を我が国に受入れて技術研修を行います。対象事業は原則として事業団の投融資の対象となっている事業ですが、事業団が適当と認めれば、事業団の投融資を受けていない事業も対象とします。技術指導の費用は原則として有償ですが、特別の事由により負担の軽減を行う場合もあります。

(参考資料1)

国際協力事業団法(抄)

(昭和49年5月31日)
(法律第62号)

第1章 総 則

(目的)

第1条 国際協力事業団は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務を行い、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力する見地からこれらの開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から供給を受けることが困難なものについてその円滑な供給を図り、これと併せて技術を提供する等の業務を行い、並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。

第4章 業 務

(業務の範囲)

第21条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(3) 開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するため、次の業務を行うこと。

イ 開発途上地域における住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛

生、生活環境等に係る施設の整備事業又は開発途上地域等における農林業若しくは鉱工業に係る開発の事業(以下次条までにおいて「開発事業」と総称する。)に付随して必要となる関連施設であって、周辺の地域の開発に資するものの整備(次条において「関連施設の整備」という。)に必要な資金を貸し付け、又は当該資金の借入れに係る債務を保証すること。

- ロ 開発事業のうち試験的に行われる事業(石油(オイルサンド及びオイルシェールを含む。)、可燃性天然ガス及び金精鉱物に係る鉱業並びに工業に係るものを除く。)であって技術の改良又は開発と一体として行われなければその達成が困難であると認められるものその他これに準ずる事業として政令で定めるもの(次条において「試験的事业等」という。)に必要な資金を貸し付け、若しくは当該資金の借入れに係る債務を保証し、又は当該資金を供給するための出資をすること。

(参考資料2)

国際協力事業団業務方法書(抄)

(昭和49年12月28日規程第3号)

第4章 社会開発並びに農林業及び鉱工業 開発に対する協力に関する業務

第2節 関連施設の整備に必要な資金の貸付け及び債務の保証

(貸付け及び債務の保証)

第18条 事業団は、開発途上地域における住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境等に係る施設の整備事業又は開発途上地域等における農林業若しくは鉱工業に係る開発の事業(以下「開発事業」と総称する。)に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備(以下「関連施設の整備」という。)に必要な資金の貸付け又は当該資金の借入れに係る債務の保証を行う。

(貸付け及び債務の保証を行う場合)

第19条 前条の規定による関連施設の整備に必要な資金の貸付け又は債務の保証は、次の各号に該当する場合に限り行うものとする。

1. 当該開発事業につき、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、事業団、石油開発公社、金属鉱業事業団、農林中央金庫又は商工組合中央金庫からの資金の貸付け、債務の保証又は出資(以下「貸付け等」という。)があること。

2. 当該関連施設の整備につき、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められること。

第3節 試験的事業等に必要な資金の貸付け、債務の保証及び出資

(貸付け、債務保証及び出資)

第24条 事業団は、開発事業のうち試験的に行われる事業(石油(オイルサンド及びオイルシェールを含む。)可燃性天然ガス及び金属鉱物に係る鉱業並びに工業に係るものを除く。)であって技術の改良又は開発と一体として行われなければその達成が困難であると認められるもの、及び技術の改良又は開発と一体として行われなければその経営の基礎を安定させることが困難であると認められる事業であって主務大臣が業務実施方針で指示するもの(以下「試験的事業等」という。)に必要な資金の貸付け若しくは当該資金の借入れに係る債務の保証又は当該資金を供給するための出資を行う。

(貸付け等を行う場合)

第25条 前条の規定による試験的事業等に必要な資金の貸付け等は日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められる場合に限り行うものとする。

(参考資料3)

開発途上国地域別一覧表

「独立国」

1. ヨーロッパ地域

ギリシャ、マルタ、スペイン、ユーゴスラヴィア、トルコ、キプロス

2. アフリカ地域

(1) サハラ砂漠以北

アルジェリア、リビア・アラブ共和国、モロッコ、チュニジア、エジプト・アラブ共和国、アラブ首長国連邦

(2) サハラ砂漠以南

ボツワナ、ブルンディ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、ザイール共和国、コンゴ人民共和国、ダホメ、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、赤道ギニア共和国、ギニア共和国、ギニア・ビサウ共和国、象牙海岸、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モリタニア、モーリシャス、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ザンビア、上ボルダ、モザンビーク、サントメ・プリンシペ民主共和国

3. アメリカ地域

(1) 北米および中米

バルバドス、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、グアテマラ、ハイティ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、トリニダード・トバコ、パナマ

(2) 南 米

アルゼンティン、ボリヴィア、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ヴェネズエラ

4. アジア地域

(1) 中 東

バーレン、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェイト、レバノン、マスカットおよびオマーン、カタル、サウディ・アラビア、南イエメン、シリア、イエメン・アラブ共和国

(2) 南アジア

アフガニスタン、ブータン、ビルマ、スリランカ、インド、モルディヴ諸島、ネパール、パキスタン、バングラデシュ

(3) 極 東

クメール、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、南ヴェトナム

5. オセアニア

フィジー諸島、トンガ、西サモア、バブア・ニューギニア

II 属領、信託領等

1. ヨーロッパ地域

ジブラルタル

2. アフリカ地域(サハラ砂漠以南)

アンゴラ、カボ・ベルデ群島、コモロ群島、レユニオン、ローデシア、セイシェルズ諸島、仏領アルファールイッサ、セント・ヘレナ島

3. アメリカ地域

(1) 北米および中米

バハマ、バーミューダ、ガデローブ、イギリス領ホンデュラス、
マルティニク、オランダ領アンティレス、セント・ピエールおよび
ミケロン、西インド諸島

(2) 南 米

フォークランド諸島、フランス領ギアナ、スリナム

4. アジア地域

(1) 中 東

トルーシアル・オーマン

(2) 極 東

台湾、ブルネイ、香港、マカオ、ティモール

5. オセアニア地域

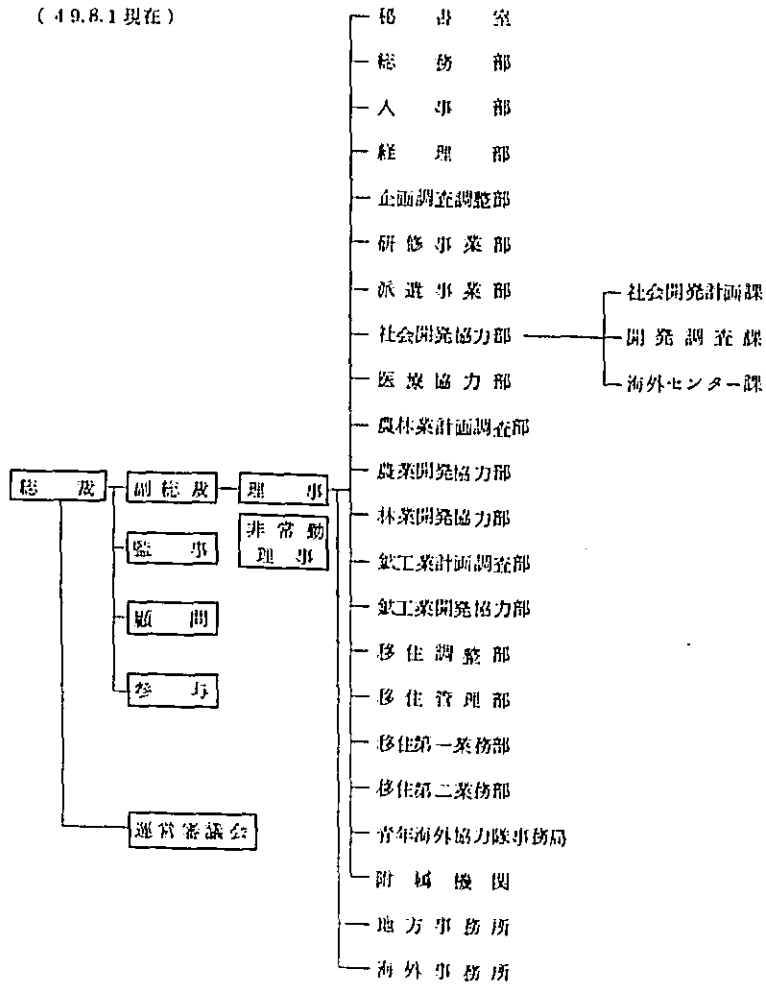
ギルバードおよびエリス諸島、フランス領ポリネシア、ニューカレ
ドニア、ニュー・ヘブリデス（イギリス領およびフランス領）パシフ
イック諸島（アメリカの信託統治領、カロリン群島、マーシャル群島
およびガム島を除くマリアナ諸島）、イギリス領ソロモン群島、ウオ
リスおよびフツナ

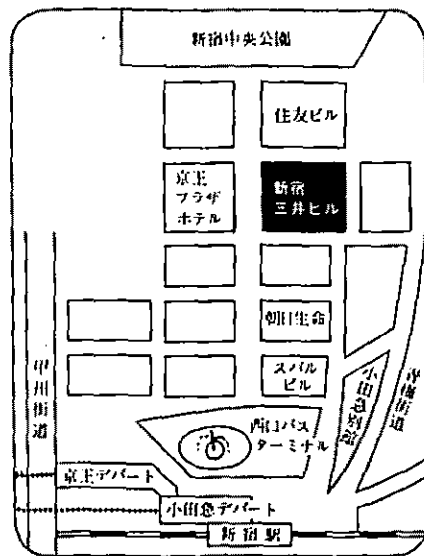
(注) DACの分類によっている。

[参考資料 4]

国際協力事業団機構

(49.8.1 現在)





国際協力事業団

社会開発協力部社会開発計画課（47階）

〒160 東京都新宿区西新宿2丁目1番地

新宿三井ビル内私書箱216号

電話 東京 03 (346) 5212～5215

